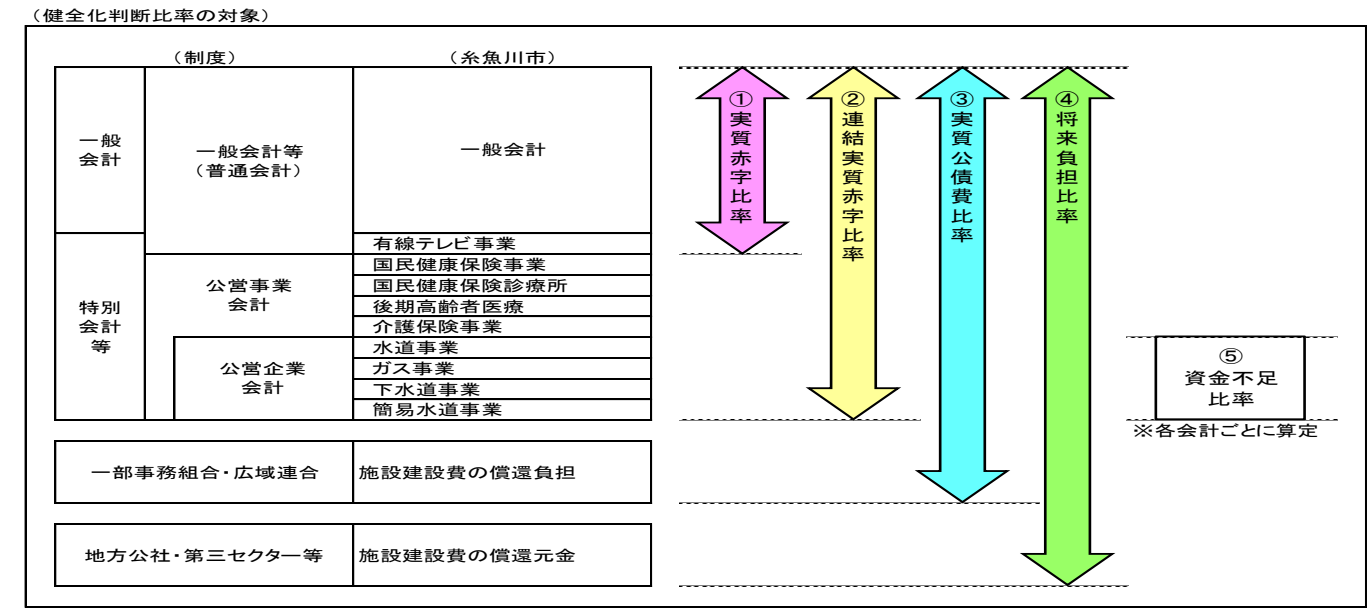


財政健全化判断比率について（用語説明）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の財政指標を「健全化判断比率」として定めています。各判断比率において、対象となる会計は図のとおりです。



① 実質赤字比率	一般会計等（一般会計、有線テレビ）に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもの [早期健全化基準 12.67%] 以上 ⇒ 「財政健全化計画」の策定 [財政再生基準 20.0%] 以上 ⇒ 「財政再生計画」の策定
繰上充用額	歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

② 連結実質赤字比率	一般会計等に特別会計（国保、診療所、後期高齢者、介護）及び公営企業会計（水道、ガス、簡易水道、下水道）を加えた地方公共団体全会計に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの [早期健全化基準 17.67%] 以上 ⇒ 「財政健全化計画」の策定 [財政再生基準 30.0%] 以上 ⇒ 「財政再生計画」の策定
------------	---

③ 実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもの（過去3か年の単年度実質公債費比率の平均の数値） [実質公債費比率 18.0%] 以上 ⇒ 「公債費負担適正化計画」の策定 ※地方債の発行に許可が必要 [早期健全化基準 25.0%] 以上 ⇒ 「財政健全化計画」の策定 [財政再生基準 35.0%] 以上 ⇒ 「財政再生計画」の策定
-----------	--

④ 将来負担比率	第三セクターや地方公社などの関連団体を含めた地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさをその地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもの [早期健全化基準 350.0%] 以上 ⇒ 「財政健全化計画」の策定 ※[財政再生基準]は設けられていない
将来負担額	一般会計等の地方債現在高、債務負担行為（土地建物にかかるもの）の支出予定額、特別会計等の公債費に対する繰出見込額、退職手当支給予定額及び地方公社等の関連団体の負債の合計額

⑤ 資金不足比率	各公営企業会計（水道、ガス、簡易水道、下水道）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較した資金不足の割合で、経営状態の悪化の度合いを示すもの
----------	---

【共通】標準財政規模	地方公共団体が標準的な水準の行政活動を行う上で、必要とされる一般財源の大きさを示すものであり、普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額、標準税収入額の合計額
------------	---